

ヘルメットを正しくかぶって 大切な命をまもりましょう！

自転車事故の死亡原因のうち
約 6 割が頭部の損傷によるものです！



令和 5 年 4 月 1 日から

じてんしゃ じょうしゃよう
自転車乗車用

ヘルメット着用努力義務化！

道路交通法の一部改正(令和 5 年 4 月 1 日施行)により、従来、児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項とされていた乗車用ヘルメットの利用について、改正法の施行後は、**全ての自転車の運転者が乗車用ヘルメット着用に努めなければならない**こととなります。

業務中の自転車乗車時
も着用しましょう！

「自転車安全利用五則」を守りましょう！

- 1、車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2、交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3、夜間はライトを点灯
- 4、飲酒運転は禁止
- 5、ヘルメットを着用

交通ルールを守って、自転車の
関係する交通事故をなくし、
より良い西宮にしましょう！

詳しくは…

西宮市のホームページにて
「自転車ヘルメット」
もしくは
「ページ番号:56377163」で
検索してください。



西宮市交通安全対策課